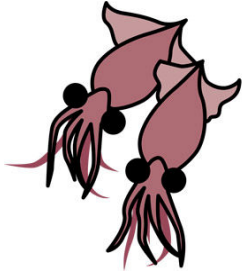


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成28年11月号 vol.25



10月の3連休を利用して、富山 滑川市のホテルイカマラソンに参加してきました。電車を乗り継ぎ、車窓からは琵琶湖や日本海を眺めながら、ビール片手の7時間の長旅。富山でも色とりどりの富山地鉄や路面電車、黒部峡谷を走るトロッコ電車を楽しんだり、レースより電車の印象が強かった旅でした。富山ブラックラーメン、ます寿司、白エビ天井、北陸の地酒などなど、食も満喫して、参加された方は皆さん見事増量して帰ってこられたようです(笑) 遠来賞も受賞し、地元の方からは温かいエールもいただき、楽しいマラソンツアーでした。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



セルフメディケーション税制って耳にしたことがある方も多いかと思いますが、平成29年1月より、新たな医療費控除制度の特例が開始します。従来の医療費控除制度を受けられなかった方も、少額の金額でも控除を受けられる制度なので、知っておくとお得です。

”年間医療費が10万円を超えなくても、対象となる医薬品購入額が年間1万2,000円を超えれば特典を受けれます”

(適用を受けれる方)

- ・1年間に健康の維持増進及び疾病の予防のための一定の取組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行っている方。
 - ・ご自身とご自身と生計を一にする配偶者その他の親族のためのスイッチOJC医薬品(要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医薬用から転用された医薬品)の1年間の購入額が1万2,000円を超える方。
 - ・所得税、住民税を納めている方。
- ⇒年間購入額1万2,000円を超えた部分の金額(上限金額8万8,000円)を所得から控除できます。
”ただし、確定申告が必要となります”

※減税額は？ 年収によって異なりますが、例えば年収500万円くらいの方が、年間5万円購入すると約1万1,000円の減税になります。

※対象製品は？ 厚生労働省HPで確認可。製品に識別マークが表示されます。レシートをこまめに保管しておきましょう。

「今月の本の紹介」

「自分の価値を最大にする

ハーバードの心理学講義」

(ブライアン・R・リトル 著・大和書房)

”本当の自分”にはどんな能力があるんだろう？ とときどき考えることもあるのですが、だいたい自分の檻を作ってしまう、そこから外に出ることができません。

本書を読んで感じたことは、自分が達成したい目的のために、本当の自分とは違う自分かもしれないが、ときには別人を演じてみてもよいのではということ。そこに新しい発見があるかもしれないし、もし心疲れたら、いつもの場所に戻る手段を知っておけばよい。自分を見つめ直す機会を与えてくれた一冊でした。

「旬のレシピ」

- ①椎茸 2つ →薄切り、ごぼう 1/2本 →さがき
人参 1/2本、大根 2cm →いちょう切り
長ネギ 1本 →1.5cm切り、しょうが 1片 →千切り
→これを全てごま油で炒める
- ②酒 大1、しょうゆ 大1、塩 小1/3 を加える
- ③かつをだし 600cc を加えて2~3分煮る。

”栄養たっぷり、身体が温まる根菜スープ”の出来上がりです(^_^)

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所